

# 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

## ● 給付金の対象となる方

令和3年4月分の児童扶養手当の  
認定を受けていない方、又は全部支給停止の方で、  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方

## ● 具体的な基準

申請時点で児童扶養手当の受給資格があること

※児童扶養手当法に定める「養育者」を含みます。

令和2年2月以降の任意の月の収入額が支給制限限度額未満であること

※原則、申請月の直近の月の収入額で審査します。

## ● 児童扶養手当所得制限限度額に相当する収入額

扶養親族等の人数	支給対象者本人	孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者
0人	3, 114, 000円	3, 725, 000円
1人	3, 650, 000円	4, 200, 000円
2人	4, 125, 000円	4, 675, 000円
3人	4, 600, 000円	5, 150, 000円
4人	5, 075, 000円	5, 625, 000円
5人	5, 550, 000円	6, 100, 000円

## ● 給付金額

**対象児童1人につき一律5万円**

※対象となる児童

18歳到達後最初の3月31日が令和4年3月31日以降である児童、又は申請時点において、  
障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者

## ● 受付期間

令和3年5月26日(水)～令和4年2月28日(月) 必着

## ● 支給日

令和3年6月末以降順次

※申請内容の審査後、支給決定通知書にてお知らせいたします。

## ● 申請方法

申請書等・必要書類を『郵送』で提出してください。

※申請書等は、ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

西宮市役所ひとり親世帯特別給付金担当 TEL0798・23・0185

ホームページ: <https://www.nishi.or.jp/>

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

